

保健医療情報標準化会議の進め方について(案)

当会議は当初は「標準的電子カルテ推進ワーキンググループ」として発足し、第 5 回より「保健医療情報標準化会議」に改称したものである。第 10 回からは医政局長の諮問会議となり、第 15 回からは公開化、その後移管され、第 17 回からは政策統括官（社会保障担当）の諮問会議となっている。

このような経緯により、当会議は技術的な議論なども含め、フリーディスカッションを中心に進めるというワーキンググループに比較的近い会議となってきた。

今後、番号制度や医療等個別法の議論を見据えつつ当会議を運営するに当たり、通常 of 諮問会議と同様の会議形態とし、各種の政策や社会的要請に対してより柔軟かつ迅速に対応できるようにしたい。

具体的には、当会議は主に事務局からの諮問と、会議からの答申を行う場とし、より詳細な検討はその下に設けるワーキンググループ（WG）等で行うものとする。

【本会議（親会議）】

- ・ 政策に基づいた、事務局からの諮問（議案提示）とその答申
 - 厚労省標準規格としての採決の可否
 - 厚労省として議論を行うべき事項の決定 等
- ・ 議論を行うべきとされた事項につき、WG への作業指示
- ・ WG からの報告と、それを受けての方針等の決定 等

【WG 等】

- ・ 親会議からの指示事項の具体的検討
- ・ 報告書案作成等の作業
- ・ 構成員による議題提起 等